

令和3年1月22日

組合員の皆様  
関係各位

山梨県建設組合連合会  
会長 中村 春彦  
中央建設国保山梨県支部  
支部長 池田 光一

コロナ禍における組合事務所への来所について（お願い）

組合員並びに関係各位の皆さまにおかれましては、平素より山梨県建設組合連合会並びに中建国保山梨県支部の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、コロナ禍につきましては、依然として収束する兆しは無く、1月8日には1都3県に緊急事態宣言が再発令され、同月13日には再発令が7府県に拡大しており、全国的な感染拡大状況が継続しています。

山梨県については、緊急事態宣言の再発令の対象とはなっておりませんが、県内での感染拡大を受け、県内全域の飲食店などを対象に営業時間を午後9時までに短縮するよう要請する方針を県が固めたとの新聞報道もあり、感染力が強いとされる変異種の隣県での感染もあり、山梨県でも踏み込んだ措置が必要と判断されています。

つきましては、当会でも現在の感染拡大状況を鑑み、事務所職員へ感染することに伴う事務所閉鎖の事態を可能な限り防ぐことに努めるため、当会事務所への来所につきましては、緊急の場合を除き控えていただきますよう改めてお願い申し上げます。

なお、やむを得ず来所される際は、事前の検温及びマスク着用を徹底していただき、体調がすぐれない場合は来所をご遠慮していただくなどの対応をお願いいたします。

組合員の皆様並びに関係各位には大変ご不便をおかけいたしますが、ご用命の際は、まずはお電話をいただきたく、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上